

1 違反行為の概要

吉川松伏医師会

理事会

インフルエンザ任意予防接種  
の料金を決定

【平成23年10月の決定の内容】

- ・ 13歳未満の者の1回目<sup>(注1)</sup>：3,700円
- ・ 13歳未満の者の2回目<sup>(注2)</sup>：2,650円
- ・ 13歳以上の者の1回目：4,450円

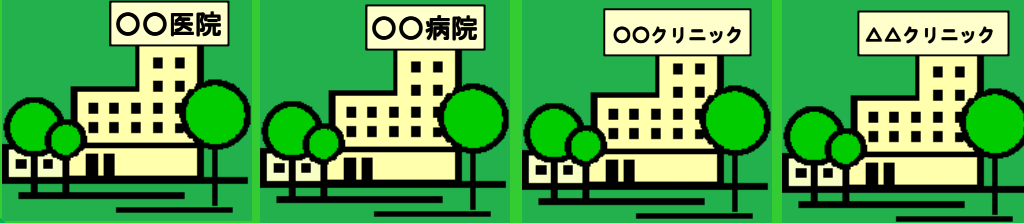
【平成24年9月の決定の内容】

- ・ 13歳未満の者の1回目<sup>(注1)</sup>：3,700円以上
- ・ 13歳未満の者の2回目<sup>(注2)</sup>：2,600円以上
- ・ 13歳以上の者の1回目<sup>(注1)</sup>：4,450円以上
- ・ 13歳以上の者の2回目<sup>(注2)</sup>：2,900円以上

周 知

- (注1) 1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。  
(注2) 1回目を同じ医療機関で接種した場合の料金をいう。

会員が開設者又は管理者と  
なっている医療機関



おおむね、医師会が決定したとおり  
料金を設定し、インフルエンザ任意  
予防接種を実施



吉川松伏地区に所在する医療機関の利用者